

令和2年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年5月14日

湯沢市農業委員会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年5月14日(木) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時38分

閉会 午前10時44分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
8番	藤谷 清志	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣 (会長)

2) 欠席した委員

7番 能登 公平

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席  
(午前9時38分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

主 幹 高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1 会務報告

### 2 報 告

- ・報告第2号 第14回運営委員会の報告

- ・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約

- (2) 使用貸借契約合意解約

- (3) 申請許可状況

- (4) 公共事業等に伴う転用の届出

### 3 議 案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 非農地証明願いについて

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時38分 委員総数19名中ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、7番 能登 公平 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、6番 高橋 廣尚 委員、8番 藤谷 清志 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告5件、議案7件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第2号 第14回 運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>(18番 小嶋 幸吉 会長職務代理者、挙手)</p>
議 長	<p>18番 小嶋 幸吉 職務代理者。</p> <p>(第14回運営委員会報告、案件等説明)</p>
議 長	<p>報告第1号 第14回運営委員会報告について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等 の報告をお願いします。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長  高橋主幹	<p>高橋主幹。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は4件、 面積 12,309.00 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号第1号は第三者に 利用権設定するため、整理番号第2号は借人に所有権移転するため、整 理番号第3号、4号は所有者の都合によるためとなっております。</p> <p>2 使用貸借契約合意解約通知は2件、面積 3,561.00 m<sup>2</sup>であります。解 約理由は、整理番号第1号は自作するため、整理番号第2号は第三者へ 利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は5条使用貸借権</p>

	<p>設定が1件、5条所有権移転が1件であります。2件とも秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、4月28日付けで許可しております。</p> <p>次に、4公共事業等に伴う転用の届出が1件、土地は稲庭町字岩城271、272、田、3,186㎡、届出の事由は県営ため池整備（河川対応）事業のためとなっており、施工期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>（高橋主幹、挙手）</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>（議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明）</p> <p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和2年5月14日提出。</p> <p>案件の説明をさせていただきます。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>3条使用貸借権設定は1件、面積11,553㎡であります。申請事由は、経営移譲のためであります。</p> <p>次に議案書5ページをご覧ください。3条賃貸借権設定は1件、面積8,018㎡であります。申請事由は兼業による経営縮小、賃料は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書6ページから7ページをご覧ください。3条所有権移転は5件、面積4,428㎡であります。申請事由は、申請番号第1号、4号、</p>

<p>議 長</p>	<p>5号は経営拡張、申請番号第2号は受贈、申請番号第3号は小作地買収、        売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求        めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第9号「農地法3条の規定による許可申請について」        を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯        沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事        務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農        用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農        用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、        農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について        決定を要す。令和2年5月14日提出。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書9ページの利用権設定整理番号第15号は3番 高橋        郁夫 委員、利用権設定整理番号第16号は9番 高橋 敬悦 委員に関        する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に        基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退</p>

	<p>席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用権設定整理番号第 15 号を審議しますので、3 番 高橋 郁夫 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(3 番 高橋 郁夫 委員、退席) (午前 9 時 52 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 15 号について、朗読説明)</p>
高橋主幹	<p>議案書 9 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 15 号は、面積 9,052 m<sup>2</sup>であります。賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 15 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(3 番 高橋 郁夫 委員、着席) (午前 9 時 54 分)</p>



議 長	<p>次に利用権設定整理番号第 16 号を審議しますので、9 番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前 9 時 55 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 16 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 9 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 16 号は、面積 6,870 m<sup>2</sup>であります。賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 16 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前 9 時 56 分)</p>

議 長	次に、議案第 10 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。
議 長	(高橋主幹、挙手) 高橋主幹。
高橋主幹	(議案第 10 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明) 議案書 9 ページから 13 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、使用貸借権が 2 件、面積 5,721.29 m <sup>2</sup> であります。新規の設定が 2 件であります。賃貸借権は 12 件、面積 51,204 m <sup>2</sup> であります。新規の設定が 8 件、再設定が 4 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。  (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第 10 号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。 次に、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)」、議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。

議 長	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 5 月 14 日提出。議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和 2 年 5 月 14 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 16 ページから 18 ページの利用集積計画整理番号第 21 号、22 号、23 号、24 号、25 号、配分計画案整理番号第 31 号は 2 番 宮原 正明 委員、19 ページの利用集積計画整理番号第 18 号、配分計画案整理番号第 28 号は 10 番 高橋 伸太郎 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用集積計画整理番号第 21 号、22 号、23 号、24 号、25 号、配分計画案整理番号第 31 号を審議しますので、2 番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(2 番 宮原 正明 委員、退席) (午前 10 時 0 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>

<p>議長</p>	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)利用集積計画整理番号第 21 号、22 号、23 号、24 号、25 号、配分計画案整理番号第 31 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 16 ページから 18 ページをご覧ください。利用集積計画整理番号第 21 号、22 号、23 号、24 号、25 号は、面積 29,157 m<sup>2</sup>で、使用貸借及び賃貸借の理由は、第 21 号、22 号は農業廃止、第 23 号、24 号、25 号は経営縮小であります。配分計画案整理番号第 31 号は経営拡張であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画及び配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。県の配分計画の決定公告は令和 2 年 6 月 26 日となっております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。利用集積計画整理番号第 21 号、22 号、23 号、24 号、25 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画案の採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。配分計画案整理番号第 31 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(2 番 宮原 正明 委員、着席) (午前 10 時 3 分)</p>
議 長	<p>次に利用集積計画整理番号第 18 号、配分計画案整理番号第 28 号を審議しますので、10 番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(10 番 高橋 伸太郎 委員、退席) (午前 10 時 4 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)利用集積計画整理番号第 18 号、配分計画案整理番号第 28 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 19 ページをご覧ください。利用集積計画整理番号第 18 号は、面積 11,822 m<sup>2</sup>で、貸付理由は経営縮小であります。配分計画案整理番号第 28 号は経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画及び配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。県の配分計画の決定公告は令和 2 年 6 月 26 日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について</p>

<p>議 長</p>	<p>て、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用集積計画整理番号第 18 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画案の採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。配分計画案整理番号第 28 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(10 番 高橋 伸太郎 委員、着席) (午前 10 時 6 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第 11 号及び 12 号の議事参与制限以外の利用集積計画並びに配分計画案について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
<p>議 長</p> <p>高橋主幹</p>	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第 11 号及び 12 号議事参与制限以外の利用集積計画並びに配分計画案について、朗読説明)</p> <p>議案書 19 ページから 20 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、賃貸借権が 4 件、面積 25,879 m<sup>2</sup>であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。貸付け理由は農業廃止が 2 件、経営縮小が 2 件となっております。配分計画案は 4 件、全て経営拡張で</p>

<p>議長</p>	<p>あります。すべての利用集積計画及び配分計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画案の採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議事参与制限以外の配分計画案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、農地中間管理事業（移転）について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
<p>議長 高橋主幹</p>	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第4号農地中間管理事業（移転）について、朗読説明)</p> <p>議案書21ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）、上から4段目の配分計画案整理番号第1号であります。移転事由は分散錯圃の解消となっております。配分計画案の内容は、経営基盤強化促進法第18</p>

	<p>条第3項の各要件を満たしていると考えます。賃料及び計画の終期については移転のため変更はなく、総会資料記載のとおりであります。県の配分公告は令和2年6月26日となっております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。配分計画案について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」1農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和2年5月14日提出。</p> <p>議案書23ページをご覧ください。4条申請番号第1号、議案付属資料は8ページから14ページをご覧ください。申請内容は、申請者が代表を務める会社の事業の規模拡大に伴い、資材を置くスペースが不足してきたことから、資材置場を整備するための転用であります。なお、転用し</p>



	<p>た資材置き場は申請者が代表を務める会社に貸し付けるものであります。申請地は、下院内字柳原 72-8、地目は畑、面積は 202 m<sup>2</sup>であります。申請地は、院内インターから南東へ約 70m、院内駅から西へ約 1,400m に位置し、東・北側は雑種地、西側は水路、南側は河川に隣接している。農地区分は、申請地からおおむね 300m 以内に高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路の出入口があることから第 3 種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ 0.7m、土量 141 m<sup>3</sup>の造成を行い、資材置場 202 m<sup>2</sup>を整備するものであります。事業費は造成整備費 826,100 円、資金計画は全額自己資金で通帳の写しで確認いたしました。被害防除計画は、東・北側は既存の資材置き場にすり付け、西・南側は法面保護するとしております。生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものであります。許可判断として、申請地は第 3 種農地であり、隣接地に被害が及ぶ恐れがないことから特に問題はないと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6 番 高橋 廣尚 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(6 番 高橋 廣尚 委員、挙手) 6 番 高橋 廣尚 委員。</p>
6 番	<p>議案第 13 号の現地確認について報告いたします。 4 月 28 日、10 番 高橋 伸太郎 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。(午前 10 時 16 分)</p>
議 長	<p>再開します。(午後 10 時 24 分)</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第 13 号について質疑を行います。</p>

	<p>何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第 13 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(高橋主幹、挙手)</p> <p>高橋主幹。</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>(議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 2 年 5 月 14 日提出。</p> <p>5 条使用貸借権設定 1 件について説明をさせていただきます。議案書 25 ページ、議案付属資料は 15 ページから 25 ページをご覧ください。申請内容は、申請者は現在、夫の両親と同居しておりますが、手狭であり、家族が増えることを考え、夫の父親名義の土地を借り受けて住宅を新築</p>

するための転用であります。申請地は、稲庭町字下桃倉 33、地目は畑、面積は 244.00 m<sup>2</sup>であります。申請地は、湯沢市役所稲川庁舎から南へ約 3.8km、市立稲庭小学校から北へ約 1.4km の鍛冶屋布集落内に位置し、東・西・南側は畑、北側は道路に隣接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断いたしました。事業計画は、一般住宅 72.87 m<sup>2</sup>、カーポート 28.72 m<sup>2</sup>、通路・雪寄せ場等 142.41 m<sup>2</sup>となっております。事業費は、施設・建物建設経費 29,400,000 円、測量・登記経費 540,000 円、搬入費等諸経費 1,460,000 円となっております。資金計画は全額金融機関からの借入となっており、契約手続きの書類により確認しております。被害防除計画は特にありません。汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下により処理します。許可判断として、第 1 種農地であります。居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第 33 第 4 号に該当するものと考えます。

次に 5 条賃貸借権設定 1 件について説明をさせていただきます。議案書 26 ページ、議案付属資料は 26 ページから 35 ページをご覧ください。申請内容は、車庫が不足しているため車両運搬具及び除雪機械が野ざらしの状態により劣化が進んでおり、また社員も増えていることから、会社に隣接する農地に車庫と駐車場を整備するための転用であります。申請地は、高松字久根合 457-2、地目は田、面積は 1,410.00 m<sup>2</sup>であります。申請地は、湯沢市役所皆瀬庁舎から西へ約 7.0km、須川インターから南東へ約 3.3km の久根合集落内に位置し、東・西・北側は田、南側は水路に隣接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断いたしました。土地の選定については、広い道路に面していることを条件に探したが、条件に合う農地以外の土地がほとんどなく、条件に合った土地も所有者の同意が得られなかったことから、申請地を選定したことはやむを得ないと考えます。事業計画は、高さ 0.5m、土量 100 m<sup>3</sup>の造成工事を行い、車庫 1 棟 251 m<sup>2</sup>、駐車場 250 m<sup>2</sup>、通路・雪寄せ場等 909 m<sup>2</sup>となっております。事業費は、用地借上経費月額 50,000 円、造成・整地経費 2,000,000 円、施設・建物建設経費 37,000,000 円、設計費 500,000 円、測量・登記経費 200,000 円、搬入費等諸経費 300,000 円となっております。資金計

画は全額自己資金となっており、残高証明書により確認しております。被害防除計画は、東・西側を法面保護する。雨水は水路放流することにより処理します。許可判断として、第1種農地であります。居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第33条第4号に該当するものと考えております。

次に5条所有権移転について説明をさせていただきます。初めに申請番号第1号につきまして議案書27ページ、議案付属資料は36ページから44ページをご覧ください。申請内容は、現在居住している住宅が築数十年以上経過し老朽化してきたため、申請地を取得して住宅を新築するための転用であります。申請地は、山田字松ノ木74-67、地目は畑、面積は277.00㎡であります。申請地は、湯沢市役所から南西へ約2.1km、市立山田中学校から北西へ約2.1kmの松ノ木集落内に位置し、東・西・南側は宅地、北側は道路に隣接しております。農地区分は、小集団の生産性の低い農地で、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。事業計画は、隣接する宅地【山田字松ノ木74-19、74-166面積214.64㎡】を一体として利用し、一般住宅93.85㎡、通路・緩衝地・雪寄せ場等397.79㎡を整備するものであります。事業費は用地取得費700,000円、施設・建物建設経費20,920,000円であります。資金計画は自己資金9,140,000円、家族からの借入12,830,000円となっており、残高証明書により確認しております。被害防除計画は特にあいしません。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理します。許可判断として、申請地は第2種農地であります。不許可の例外である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えております。

次に申請番号第2号につきまして説明をさせていただきます。議案書27ページ、議案付属資料は45ページから51ページをご覧ください。申請内容は、湯沢駅周辺の住宅用地が減少していることから、駅西線を活用した宅地造成をするための転用であります。申請地は、字中野73-1、地目は田、面積は231.00㎡であります。申請地は、湯沢市役所から西へ約1.1km、湯沢インターから南へ約1.0kmの西新町集落内に位置し、東側

	<p>は雑種地、西側は田、南・北側は道路に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ0.25m・土量57.8m<sup>3</sup>の造成を行い、1区画231m<sup>2</sup>の分譲地を整備するものであります。事業費は、用地取得費1,764,750円、造成・整地経費1,704,406円、測量登記経費238,061円、計3,707,217円であります。資金計画は全額自己資金となっており、残高証明により確認しております。被害防除計画は、東・西側にL型擁壁を設置し、南・北側は道路にすり付けるとしてあります。汚水・生活雑排水は公共下水道に接続するための公共升を敷設し、雨水は自然流下により処理するとしてあります。許可判断として、第3種農地であり、昨年度許可した【許可指令番号501707】の宅地分譲は年内に完売予定であることから特に問題はないと考えております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6番 高橋 廣尚 委員から報告願います。</p>
	<p>(6番 高橋 廣尚 委員、挙手)</p>
議 長	<p>6番 高橋 廣尚 委員。</p>
6番	<p>議案第14号の現地確認について報告いたします。</p> <p>4月28日、10番 高橋 伸太郎 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたりは特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第14号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
1番	<p>5条所有権移転申請番号第2号の土地は現在、家庭菜園として使用しているのか。</p>
高橋主幹	<p>調査したところ、耕作されていない状況でありました。</p>

議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 14 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 15 号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	高橋主幹。
高橋主幹	<p>(議案第 15 号「非農地証明願いについて」、朗読説明)</p> <p>議案第 15 号「非農地証明願いについて」農地法第 4 条及び同法第 5 条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第 2 条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和 2 年 5 月 14 日提出。</p> <p>議案書 29 ページ、議案付属資料は 53 ページから 62 ページをご覧ください。申請番号第 1 号につきましては、申請地は、上院内字八丁新町 17-42、地目は畑、面積 1,442 m<sup>2</sup>であります。土地の状況は山林の状態となっております。</p> <p>申請番号第 2 号につきましては、申請地は、皆瀬字雨生 2、地目は田、面積 100 m<sup>2</sup>であります。土地の状況は平成 5 年以前から耕作していない</p>


	<p>ため原野の状態となっております。</p> <p>申請番号第3号につきましては、申請地は、皆瀬字下雨生 65、地目は畑、面積 243 m<sup>2</sup>であります。土地の状況は平成5年以前から耕作していないため原野の状態となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6番 高橋 廣尚 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(6番 高橋 廣尚、挙手)</p>
議 長	<p>6番 高橋 廣尚 委員。</p>
6 番	<p>議案第15号の現地確認について報告いたします。</p> <p>4月28日、10番 高橋 伸太郎 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p>
	<p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請番号第1号の申請地は山林の状態となっていることから、農地としての利用は不可能と判断しました。また、申請番号第2号及び申請番号第3号の申請地は原野の状態となっていることから、農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第15号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第15号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第15号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p>
	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p>


	(午前 10 時 44 分終了)
--	------------------



湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和 2 年 5 月 14 日

議長 半田好廣 

署名委員 6 番 高橋廣尚 

署名委員 8 番 藤谷清志 